

○西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

平成22年 6 月 1 日制定

改正

平成24年 4 月 1 日

平成29年 6 月 1 日要綱

令和 2 年 4 月 1 日

西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

第 1 設置

西東京市文化芸術振興条例（平成21年西東京市条例第32号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により、西東京市における文化及び芸術（以下これらを「文化芸術」という。）の振興施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に提言する。

- (1) 西東京市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の推進に関すること。
- (3) 振興計画の施策の点検及び見直しに関すること。
- (4) その他市長が文化芸術の振興施策の推進に当たって必要と認めること。

第 3 組織

委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 公募による市民 4 人以内
- (3) 西東京市民文化祭実施要綱（平成22年 5 月14日付22西生文第88号市長決裁）に規定する西東京市民文化祭実行委員会の実行委員長

第 4 任期

委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、再任は、3 回までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第 7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 8 公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

第 9 謝金

市長は、第 3 に規定する委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝

金を支払う。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日要綱）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。